

広報委員会規程

(制定 平成15年4月23日)

改正 令和4年2月24日 令和4年12月27日 令和5年2月22日

令和7年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の特色や魅力を広く発信するため、教授会規程第10条の規定に基づき、教授会に広報委員会(以下「委員会」という。)を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会には、委員長を置き、原則として教授職の者から学長が指名する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 各学科から選出された教員各1名
- (3) 総務管理課広報担当職員1名
- (4) その他、学長が必要と認める者

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

4 委員長は、委員会を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。

その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報活動の企画・運営に関すること。
- (2) 公式メディアの編集・発行に関すること。
- (3) 外部メディアの情報掲出に関すること。
- (4) その他広報に関すること。

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会が管轄する広報媒体制作のために、作業部会を置くことができる。

(審議結果の報告)

第7条 委員会は、審議結果について、速やかに教授会へ報告する。

2 委員は、審議結果について、常に所属長と協議し、審議結果を、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月23日から施行、平成15年4月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。